

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

○公共測量の実施	告 示 (用地課)	ページ 97
○土地改良区役員の就退任届	公 告 (農村振興課)	〃

○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	98
公安委員会	
○国有物品管理規則の一部を改正する規則	〃

告 示

京都府告示第57号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都地方務局長から通知があった。

令和6年2月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

八幡市橋本栗ヶ谷及び橋本狩尾の全部並びに橋本米ノ尾、橋本北浄土ヶ原及び橋本興正の一部

2 測量の期間

令和6年2月9日から令和6年2月29日まで

3 測量の種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

公 告

京都市橋原土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年2月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市右京区嵯峨橋原若宮下町16	川 勝 聡
〃 〃 〃 〃 21	石 原 巧
〃 〃 〃 〃 30	岡 本 治 雄
〃 〃 〃 稲荷元町10	津 田 武 司
〃 〃 〃 〃 17	長 原 文 雄

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市右京区嵯峨橋原稲荷元町14	川 合 益 雄
〃 〃 〃 〃 1	川 合 新 二
〃 〃 〃 〃 13	北 岸 實

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市右京区嵯峨橋原若宮下町16	川 勝 聡
〃 〃 〃 〃 21	石 原 巧
〃 〃 〃 〃 30	岡 本 治 雄
〃 〃 〃 稲荷元町10	津 田 武 司

京都市右京区嵯峨榊原稻荷元町17

長 原 文 雄

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市右京区嵯峨榊原稻荷元町14	川 合 益 雄
〃 〃 〃 〃 1	川 合 新 二



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年2月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市草内上り立14の1、15の3
（関連区域）
市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京田辺市草内穴口33の1
古川 善則

公 安 委 員 会

国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月20日

京都府公安委員会

委員長 増 田 壽 幸

京都府公安委員会規則第2号

国有物品管理規則の一部を改正する規則

国有物品管理規則（昭和41年京都府公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「押印」を「記名」に改める。

第22条中「して押印」を削る。

別表第1 総務部会計課長の項中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 物品管理官が管理する物品（重要物品を除く。）

の不用報告に関すること。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「印」を「(記録者名)」に改める。

別記様式第4号中「受領印」を「受領者名」に、「印」を「(記録者名)」に改める。

別記様式第5号中「受領印」を「受領者名」に改める。

別記様式第6号及び別記様式第6号の2中「印」を「(記録者名)」に改める。

別記様式第7号の2から別記様式第9号まで及び別記様式第12号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の国有物品管理規則に規定する様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の国有物品管理規則に規定する様式による用紙とみなし、所要の修正をして使用することができる。